

# 大規模小売店舗立地法 「しおり」

## 大店立地法とは

### ☆法の趣旨：「生活環境の保持」がポイント

大店立地法は、大規模小売店舗の立地によって生じる「周辺的生活環境への影響」について、大型店の設置者に配慮を求めるための手続きを定めた法律です。

第1条（目的）では、「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与すること。」と規定されています。

大店立地法（大規模小売店舗立地法・平成12年6月1日施行）

### ◇ 大規模小売店舗とは ◇

大規模小売店舗とは、建物全体の小売店舗面積の合計が1000m<sup>2</sup>を超えるものを指します。通常、「大店」「大型店」などと呼ばれていますが、法律上の正式名称は「大規模小売店舗」です。店舗面積には、階段や倉庫、後方作業場などは含まれません。しかし、同じ階に複数のテナントが存在するときは、テナント間の通路（共用通路）は、原則として建物全体の店舗面積に含まれます。

また、同じ敷地内に2つ以上の建物がある場合、別棟であっても、一つの建物とみなされることがあります。

### ◇ 指針（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針）とは ◇

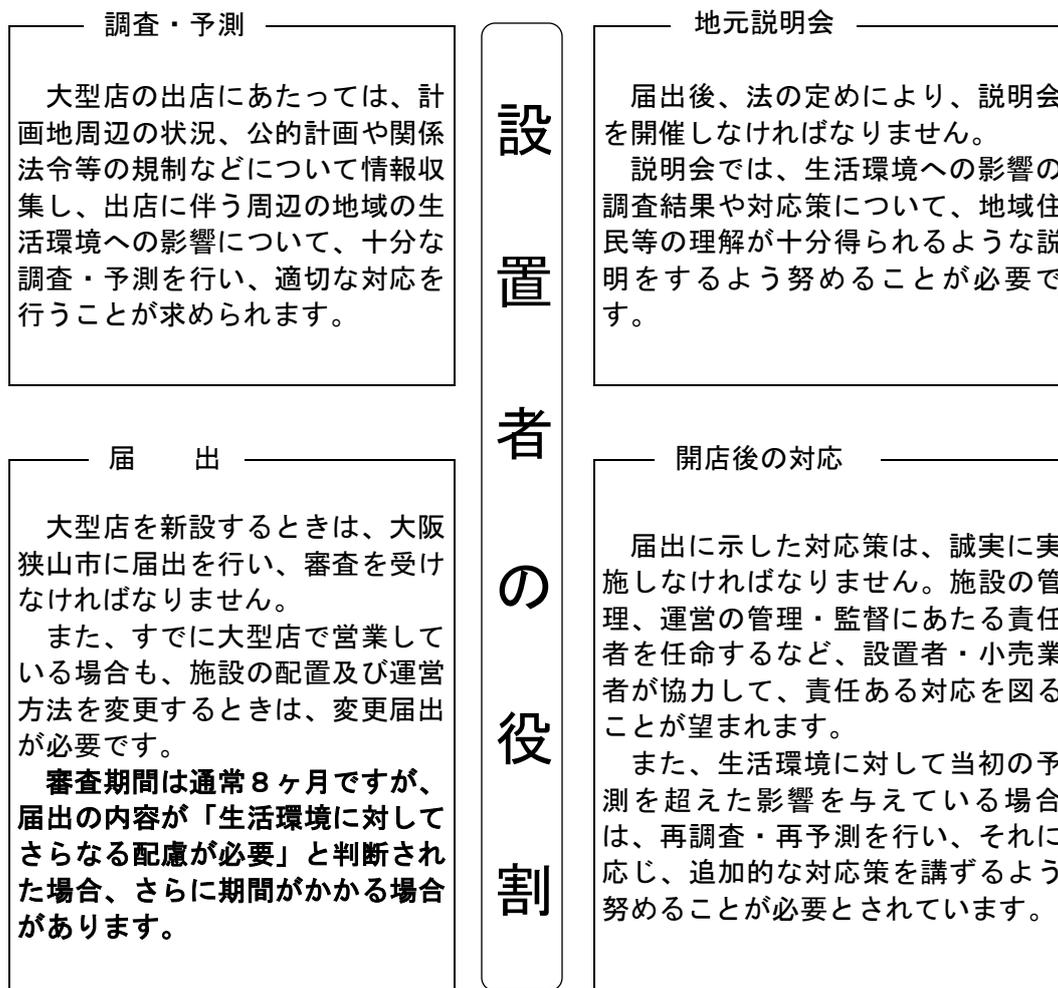
- 大店立地法においては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、設置者に対して次のような項目について配慮が求められています。

- ・ 駐車需要の充足など、交通に関すること
- ・ 歩行者の通行の利便の確保等
- ・ 廃棄物の減量化やリサイクル
- ・ 防災・防犯対策への協力
- ・ 騒音の発生に関すること
- ・ 廃棄物等の保管や運搬処理等
- ・ 街並みづくり等

- 周辺的生活環境への影響を調査・予測し、適切な対応策を示すことが求められています。
- 対応策について、合理的な説明を行うことが求められています。

## ◇ 設置者とは ◇

大型店の設置者とは、その「建物の所有者」を指し、届出者となるほか、さまざまな役割を果たすことが求められます。



## ◇ 地元説明会 ◇

設置者は、周辺の実生活環境についての調査や予測の結果、それらに基づく対応策などについて、届出した日から2ヶ月以内に地域住民へ適切な説明を行わなければなりません。

説明会は、届出の内容の周知を図ることを目的としています。設置者、開発担当者、主な小売業者などが出席し、わかりやすい資料をもとに、十分な説明を行うことが重要です。

## ◇ 出店するときの制限 ◇

大型店を出店するときは、大阪狭山市に届出をしなければなりません。法律上、届出をしてから、通常8ヶ月間は開店することができません。（届出の審査の結果、「生活環境に対しさらなる配慮が必要」と判断された場合は、届出の変更が必要になり、さらに開店日が遅れる場合があります。）

また、新規出店に限らず、すでに大型店で営業を行っている場合も、施設の配置に関する事項等を変更する（店舗面積を増やす、駐車場の位置を変えるなど、生活環境に影響をもたらす変更を行う）ときは、同様に8ヶ月間の実施制限を受けることになります。

## ◇ 出店できる地域の制限 ◇

都市計画法によって、商業施設の出店を制限する地区が定められていることがあります。この場合は、大型店を新たに設置することはできません。

## ◎ 「届出の内容を知りたい」、「意見書を出したい」という方へ・・・

### ○ 届出書の縦覧

届出書は、大阪狭山市市民生活部産業にぎわいづくりグループにおいて見ることができます。

縦覧期間は届出を公告した日から4ヶ月間です。

縦覧場所については、大阪狭山市役所市民生活部産業にぎわいづくりグループで閲覧できます。

### ○ 地元説明会

届出の内容の周知を図ることを目的とし、大阪狭山市へ届出を行ってから2ヶ月以内に大規模小売店舗の設置者が開催します。説明会の開催日時や場所等は、開催予定日の1週間前までに店舗敷地内の見やすい場所に掲示されるとともに店舗敷地境界から原則として1kmの範囲の地域を対象として日刊新聞紙への折込チラシ又は掲載などにより周知されます。

なお、大阪狭山市が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため説明会を開催する必要がないと認めるときには、店舗敷地内の見やすい場所に変更内容等を掲示することにより行う場合もあります。

### ○ 意見書の提出

大規模小売店舗の新設等の届出内容について、周辺の生活環境の保持の観点から意見をお持ちの方は、どなたでも、公告した日から4ヶ月以内に大阪狭山市に意見書を提出することができます。（意見書の様式は大阪狭山市のホームページに掲載しています。意見書の提出については、持参または郵送に限ります。FAX及び電子メールでの受付は行っていませんのでご注意ください。）

なお、意見の概要については大阪狭山市により公告され、大阪狭山市役所において意見書を縦覧に供します。

## <ホームページのアドレス案内>

### ○ 大阪狭山市のホームページ（大規模小売店舗立地法関連等）

<https://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/siminseikatsubu/sangyounigiwaizukuri/4/1/1410228705740.html>

### ○ 大阪府のホームページ（大規模小売店舗立地法関連等）

<http://www.pref.osaka.jp/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html>

### ○ 経済産業省のホームページ（大規模小売店舗立地法）

#### ・ 大店立地法の届出状況について

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/todokede.html>

#### ・ 大規模小売店舗立地法関係資料集（大店立地法の解説、指針の解説等）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/e91112aj.html>